

児童虐待防止対策の抜本的強化を求める意見書

本年1月の埼玉県狭山市における3歳女児の死亡事件や、東京都大田区における3歳男児の死亡事件など、児童虐待が疑われるケースが相次ぎ、幼い命が奪われる深刻な事態が続いている。

家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安・負担感の増大等により、児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどり、複雑・困難なケースも増加している。こうした現状に鑑み、本市においては名古屋市児童を虐待から守る条例を制定し、児童を虐待から守ることについての基本理念を定めるとともに、虐待を受けた児童等に対する支援の充実を図るなど、積極的に児童虐待防止に取り組んできたところである。こうした中、政府の子どもの貧困対策会議は昨年12月、児童虐待防止対策強化プロジェクトを盛り込んだすべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトを決定した。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、児童虐待防止対策強化プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、児童虐待の発生予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 児童虐待防止対策を強化するため、早期に児童福祉法等の改正案を国会に提出すること。
- 2 児童虐待の発生を予防し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するため、子育て世代包括支援センターを法定化し、全国展開を図ること。また、孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援を強化するため、子育ての不安や悩み等を抱える家庭への養育支援訪問事業や、ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）事業を全ての地方公共団体で実施できるようにすること。
- 3 児童相談所全国共通ダイヤル189のさらなる周知を図るとともに、児童相談所につながるまでに数分かかっている実態等を早急に見直し、通報しやすい体制を整備すること。また、通報に対し、緊急性の判断や関係機関との連携を的確に行える体制の整備にも努めること。
- 4 児童虐待が発生した場合に迅速かつ的確な初期対応が行われるよう、児童相談所の体制や専門性を抜本的に強化すること。特に児童福祉司、児童心理司、保健師等の職員配置の充実や、子どもの権利を擁護する観点等から弁護士を活用等を積極的に図ること。
- 5 市町村、学校、医療機関、警察等の関係機関において児童虐待の早期発見と適切な対応を図るため、児童相談所と関係機関との間における緊密な連携体制を再構築すること。特に、警察と市町村・児童相談所においては、虐待の通報を受けた場合、情報共有を図ること。また、一時保護等において警察と児童相談所が共同対応する仕組みを全国で構築すること。
- 6 一時保護所における環境改善を早急に行うとともに、量的拡大を図ること。また、里親委託や養子縁組を推進し、家庭的養護のもとで子どもたちが安心して養育される環境を整備すること。
- 7 被虐待児童について、18歳を超えても引き続き自立支援を受けられるようにするとともに、児童養護施設の退所後や里親委託後の児童等に対しきめ細かなアフターケア事業を全国で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 3 月18日

名古屋市長

衆議院議長	宛（各 通）
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
文部科学大臣	
厚生労働大臣	
国家公安委員会委員長	
警察庁長官	